

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主・顧客をはじめとする社会全体に対して、中長期的な企業価値の増大を図るため、迅速な意思決定及び経営の透明性を高めるべく、チェック機能の充実を重要な施策としております。

また、社会の一構成員として、コーポレート・ガバナンスの基本はコンプライアンスであるという認識のもと、法令・定款を誠実に遵守し、社会規範を尊重した事業活動を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社戸上ビル	2,269,179	9.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,578,000	6.27
戸上信一	1,280,981	5.09
戸上電機取引先持株会	1,143,075	4.54
株式会社三井住友銀行	1,100,280	4.37
株式会社佐賀銀行	1,100,000	4.37
戸上電機製作所従業員持株会	976,513	3.88
戸上孝弘	667,668	2.65
日本生命保険相互会社	600,396	2.38
戸上鴻太郎	536,000	2.13

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
安永宏	弁護士											○
松尾正廣	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安永宏	○	○	当社独立役員 安永法律事務所所長 佐賀日産自動車株式会社社外監査役 社会福祉法人佐賀整肢学園理事	弁護士として企業の事業承継・再建実務や債権管理・回収実務に長年携わった経験から財務会計に対する知見を有していることから、監査等委員である取締役に選任しております。また、安永氏は独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため独立役員として指定しております。
松尾正廣	○	○	当社独立役員 株式会社佐電工顧問	平成15年10月から平成19年3月まで佐賀県出納長を務めた経験から、財務会計に対する知見を有していることから、監査等委員である取締役に選任しております。また、松尾氏は独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないため独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

取締役会と監査等委員会は協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項を決定する。なお、補助すべき使用人は内部監査室の中から指名する。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を担保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査室は、監査等委員会との連携のもと、内部監査計画書を作成しております。そして、かかる内部監査計画に基づき監査を行う際、経理グループ及び会計監査人との協議を行うことで情報の共有を図っております。

また、内部監査室は、監査等委員会、経理グループ、会計監査人と連携して、会社の内部統制の整備運用状況を日常的に監視するとともに、業務機能を有する総合企画部とも適宜協議を行い、部門をまたぐ横断的な問題につき、解決するように務めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たす社外役員すべてを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

当社は、3か年単位で策定する中期経営計画に沿った経営を行っており、インセンティブの付与が必ずしも中長期的な経営に効果をもたらすものとは考えておりません。また、当社には、管理本部、技術本部、製造本部、営業本部の4つの本部機能を持つ部門がありますが、代表取締役と監査等委員である取締役を除く4人の取締役がそれぞれの部門長を兼務し、日常の業務執行に当たる一方、相互チェック機能を働かせる体制をとっております。開発から製造・販売までを一貫して自社で行う当社の経営手法に鑑み、インセンティブ付与によって特定の部門が突出するのは好ましくないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年6月提出の有価証券報告書において、取締役・監査役・社外役員のそれぞれについて、以下のように支給人員と総額を開示いたしました。

た。
取締役(人員5名):41百万円
監査役(人員1名):13百万円
社外役員(人員2名):7百万円
※取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】更新

社外取締役のサポート体制としましては、常勤監査等委員より、随時又は定例の監査等委員会を通じて、経営に係る各種案件の説明を行うこととしております。また、内部監査室の中より指名された使用人が適宜、社内情報に係る報告を行います。なお、監査等委員会の日程調整、各種事務連絡、議事録の保管・管理を始め、取締役会招集の連絡及び資料類の事前配布等は当社秘書室で行っております。

なお、事前配布する各種資料類につきましては、必要に応じて担当取締役より事前に補足説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

- ・当社は、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が、平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
- ・監査等委員会設置会社へ移行した事により、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任しております。監査等委員会を設置する事で、適法性及び妥当性の観点から監査を行い、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図っております。
- ・取締役会は8名であり、うち、監査等委員である取締役は3名で構成しております。定例の取締役会及び必要に応じた臨時取締役会を行い、重要事項の審議、決定を行っております。
- ・取締役会を補完する機関として、監査等委員以外の取締役、常勤の監査等委員である取締役並びに執行役員等によって組織された運営会を週単位で開催しております。
- ・代表取締役直轄組織として内部監査室を設置しております。また、代表取締役は内部監査室に対し、内部統制のための指揮・命令を行い、報告を受けます。
- ・当社は安永法律事務所と法律顧問契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、株主・顧客をはじめとする社会全体に対して中長期的な企業価値の増大を図るため、効率的かつ迅速な意思決定を行う一方で、経営の透明性を高めるべく、経営監視機能の充実と強化を重要な施策としております。

そこで、取締役を補完する機関として運営会を設置し、週単位で開催することで、効率的かつ迅速な意思決定を実現しております。一方で、透明性、客観性を担保する為、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図っております。

また、代表取締役直轄組織として内部監査室を設置することで、内部統制の整備・運用状況をチェックし、改善を促すこととしております。

さらに、安永法律事務所と法律顧問契約を締結することで、法律上の判断を必要とする案件につきましては適宜相談し、適切なアドバイスを受けております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	貸借対照表や損益計算書、あるいは企業結合の状況、その他重要事項につきましてビジュアル化を行い、総会会場に設置した大型スクリーンに映し出すことで、株主の皆さまに対し、よりわかり易い説明を行っております。また、事業報告については、各担当の取締役からの説明を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報としての決算短信の他、適時開示規則に基づいて開示した各種情報につきまして、随時当社ホームページ上に掲載しております。また、主要な連結経営指標等も掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部で広報・IRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動の一環として、当社は平成12年にISO14001の認証を取得し、「環境問題が人類共通の重要課題であることを認識し『社会を・地球を・未来を豊かに。』をスローガンとして、企業活動のあらゆる面で、環境との共生を目指します。」との環境理念のもと、環境マネジメントシステムの継続的改善に努めております。また、地域社会の一員として、行政主導による美化活動等にも積極的に参加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、業務の適正を確保するための体制（「内部統制システム」）の構築に関する基本方針を定めております。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、社会の一構成員として、コンプライアンスがコーポレート・ガバナンスの基本であるとの強い認識を持ち、法令・定款はもとより「戸上グループ企業行動憲章」並びに「戸上グループコンプライアンス規定」を誠実に遵守し、社会規範を尊重した事業活動を行う。

その実効性を確保するため、内部監査室は、法令・定款その他規定類と照合しながら各部門の管理体制及び業務プロセスの適法性・適切性について監査し、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告するとともに管理本部、総合企画部と連携し、適宜コンプライアンスに関する社内広報、社員教育活動等を行う。

また、「戸上グループ内部通報規定」に基づき、ホットライン機能を設け、法令上疑義のある行為等について、監査等委員を含む全取締役並びに使用人が一切の不利益を被ることなく内部通報を行える体制を整え、顧問弁護士と緊密な連携を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規定に従って文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）として記録し、保存する。

また、監査等委員を含む全取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社及び子会社は、コンプライアンス、環境問題、災害、品質、海外での生産・販売等に起因する様々な損失の危険を想定し、未然防止策に努める。

経営に重大な影響を与える緊急事態が発生した場合、あるいは発生蓋然性が高い場合は、直ちに担当取締役を責任者とする危機対応組織を編成し、社外関係者（顧問弁護士、他）への相談を含め、迅速な対応を行う。

4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、それぞれ取締役会を適宜開催するほか、執行役員等によって組織された運営会を週単位で開催し、効率的な職務執行及び取締役間の執行監視を行う。この運営会には監査等委員会が選定した監査等委員も毎回出席し、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの観点から、職務執行の監視を行う。

また、中期経営計画を職務執行の基本とし、計画に対する実績の検証を定期的実施するとともに、状況に応じて中期経営計画そのものの見直しを行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社統括担当取締役は、グループ各社に対し、「戸上グループ企業行動憲章」並びに「戸上グループコンプライアンス規定」の遵守を徹底するとともに、内部統制に係る体制を整備するよう指導する。また、グループ各社は内部統制に係る担当者をそれぞれ配置し、当社内部監査室と連携を図りながら、グループ全体としての管理体制及び業務プロセスの適法性・適切性を確保する。

さらに、当社及び子会社は、「戸上グループ企業行動憲章」の精神に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、不当要求等には一切応じず、組織全体として毅然たる態度で臨む。

6. 子会社の取締役及び使用人等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の職務執行については、事業内容の独自性と経営の効率性の観点から、自主性を最大限尊重する。また、子会社は、当社に対して事業に関する定期的な報告を行うと共に、緊急度・重要度に応じて適宜当社と協議を行う。

7. 財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制

当社及び子会社は、金融商品取引法並びに「戸上グループ企業行動憲章」に基づき、財務報告の信頼性を維持向上させることが重要な社会的責務であるとの認識のもと、財務報告の信頼性・適正性を確保するための体制を整備し、運用する。

また、その有効性を定期的に評価し、継続的な改善を図る。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

取締役会と監査等委員会は協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項を決定する。なお、補助すべき使用人は内部監査室の中から指名する。

使用人が監査等委員会の補助を行う場合、その職務に関する指揮命令権は監査等委員会に委譲されるものとし、監査等委員である取締役以外の取締役からの独立性を担保する。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社並びにグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反事項、ホットラインへの通報状況、その他コンプライアンス上重要な事項等について、発見次第速やかに監査等委員会に対し報告を行う。

また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

監査等委員会へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会、定例の運営会その他の会議に出席し、重要な意思決定のプロセスを日常的に把握するとともに、必要に応じ、業務執行状況について取締役及び使用人から個別に説明を求めることとする。

また、監査等委員会は、当社会計監査人である新日本有限責任監査法人並びに当社顧問弁護士と情報交換を行い、適宜助言を仰ぎ、監査の実効性を確保する。

なお、監査等委員会が職務の執行につき生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

■反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、「戸上グループ企業行動憲章」の精神に則り、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、不当要求等には一切応じず、組織全体として毅然たる態度で挑むことを基本方針としております。

■反社会的勢力排除に向けた整備状況

不当要求等防止のため、反社会的勢力に関する情報収集や取引先と反社会的勢力排除に関する覚書の締結を行うとともに、警察や公益財団法人佐賀県暴力団退放運動推進センター等との連携に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

■適時開示体制の概要

1. 会計情報の適時開示の方針

当社は、「戸上グループ企業行動憲章」において、「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。財務報告については、その信頼性・適正性を特に重視し、一般に公正妥当と認められる会計基準を準拠して作成し、適時・適切に開示する。」ことを基本方針としております。

この方針に基づき、それぞれの担当部門において、子会社を含む会社業務に関する情報（決定事実、発生事実、決算に関する情報等）の適時かつ正確な把握を行い、適時適切な情報開示を行うよう努めております。

2. 会社情報の適時開示の社内体制

当社では、重要な決定事実は取締役会で付議・承認された後、東京証券取引所の適時開示規則に照らし、開示が必要か否かを担当部門が検討し、開示すべき事項については迅速に開示いたします。決算情報につきましては、四半期、期末の財務諸表等が作成された後、取締役会に付議し、承認された後、速やかに開示いたします。また、取締役会とは別に執行役員等によって組織された運営会を週単位で開催しており、運営会での付議・審議・報告事項で適時開示要件に該当するような重要な事実が発生した場合には、担当部門に情報が伝達される体制となっております。なお、開示にあたっては必要に応じて監査等委員である取締役、監査法人、弁護士等に助言を求め、正確かつ公正な開示に努めます。

また、情報開示を含む不正防止策として、全社的な遵法体制を推進するとともに、社内通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設けております。

